



# 『不動産担保活用型提携保証制度』の詳細について

## 保証対象

和歌山県内に事業所を有し、信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業・小規模事業者。なお、個人は確定申告が青色申告の方。

## 資格要件

次のすべての資格要件を満たす中小企業・小規模事業者であり、申込金融機関が推薦する先で、償還能力があると認められる方。

1. 業歴を1年以上有すること。
2. 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること。
3. 納期限の到来した税金（所得税・法人税・事業税等）について滞納がないこと。
4. 信用保証協会付き融資について延滞等の債務不履行がないこと。
5. 信用保証協会の求償権先で、信用保証協会に対する求償債務が残っていないこと。
6. 法人については(a)、個人については(a)、(b)のいずれかに該当  
(a)申込直前期の確定決算に於けるCRD(中小企業信用リスクデータベース)を活用した保証料区分が第4区分以上であること。  
(b)申込直前の申告において申告所得100万円以上計上していること。

## 保証限度額

2億円

## 資金用途

事業資金

## 保証期間

20年以内（一括返済の場合 1年以内）

※建物新築資金の場合 30年以内

## 貸付形式

証書貸付または手形貸付

## 返済方法

均等分割返済または一括返済

ただし、据置期間は1年以内とし、据置後は均等分割返済とする。

## 連帯保証人

原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しない。

※ただし、申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ担保保全がないプロパー融資残高あり、一定の財務要件を充足している場合は、法人代表者の連帯保証人も不要とする取扱いも可能。

## 物的担保

不動産担保を必要とする。(条件担保も可)

なお、当該不動産に係る担保評価額(信用保証協会所定の評価方法に基づく)が保証承諾金額の80%以上を有し、担保設定順位が信用保証協会第1順位であることを要する。

(条件担保の場合も同様に金融機関の設定順位が1番であり、かつ、信用保証協会優先充当に限る。

## 貸付利率

金融機関所定の利率

## 保証料率

保証料区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

上記料率は、有担保割引適用後の料率を表示 ※別途、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能。

## 取扱金融機関

覚書締結金融機関

## 金融機関のみなさまへ

- ・申込書類の送付については、一般保証申込書類一式(登記簿謄本や公函など担保設定に必要な資料を含む)と併せて「支店長推薦書・資格要件確認書」の提出をお願いします。
- ・「支店長推薦書・資格要件確認書」は当協会ホームページ(金融機関専用)に掲載しております。適宜ダウンロードの上、ご活用ください。
- ・適用保険種別について、一般関係保険枠の『普通保険』を適用します。